

会 員 各 位

大阪弁護士会  
会 長 竹 岡 富美男  
同 司 法 委 員 会  
委員長 大 砂 裕 幸

平成30年度 倒産手続実務・基礎研修シリーズ 第 **5** 回

## 特別清算手続の実務

協定型・個別和解型それぞれの留意点

本年1月29日に開催いたしました第4回倒産手続実務・基礎研修「破産管財処理の実務」は、おかげさまで好評を博しました。多数の会員の方々にご参加を賜り、御礼申し上げます。

当会司法委員会が全5回を予定して企画しております「倒産手続実務・基礎研修シリーズ」の最終第5回目の研修では、特別清算手続の実務を中心とした研修を行う予定です。今年度は、弁護士2名が登壇し、協定型及び個別和解型それぞれの留意点・問題点等についてお話しいただきます。

### 特別清算手続について、「1」から学ぼう！

特別清算手続の存在は知っているものの、実際には業務で扱ったことがないという方も多いかと思えます。しかしながら、特別清算手続は、破産手続、民事再生手続、会社更生手続と並ぶ、法的倒産手続の一つですから、依頼者から債務整理に関して相談を受けた場合に、採り得る手続のバリエーションとして理解を深めておくことが肝要です。もっとも、特別清算については、破産手続、民事再生手続、会社更生手続と比べて、書籍の量も少なく、いざ特別清算を選択しようと思っても、なかなか独自に学習を進めることが難しいところです。

また、特別清算手続においては、原則的な協定型とは別に、個別和解型が存在しますが、個別和解型については、申立てに至るまでの前捌きが非常に重要であり、条文を見るだけではなかなか分からないところです。

本研修は、大阪地方裁判所第6民事部において特別清算手続を担当されている書記官と、特別清算手続開始申立ての経験が豊富な稲田弁護士及び高木弁護士に、協定型及び個別和解型それぞれの手続における基本的業務、資料の作成方法、注意すべき点、陥りがちなミス等につきご教示いただきます。

書籍のみでは必ずしも明らかではない具体的な実務処理や運用に多く触れるとともに、申立代理人の活動を考える上でも役立つ内容となっており、特別清算手続を取扱う弁護士にとって、実りの多い研修となることを確信しておりますので、多数の会員の皆様にご出席賜りたく、ご案内申し上げます。

日 時： 平成31年3月19日(火) 午後5時30分～午後8時00分

場 所： 大阪弁護士会館 2階ホール

講 師： 簗 原 紀 子 氏 （大阪地方裁判所第6民事部書記官）

小 枝 圭 介 氏 （大阪地方裁判所第6民事部書記官）

稲 田 正 毅 氏 （大阪弁護士会会員）

高 木 大 地 氏 （大阪弁護士会会員）

### 【申込方法】

会員専用サイト「研修・行事予定表」－研修予定表 ([http://www.daiben-members.com/kaiin/kenshu\\_schedule.php](http://www.daiben-members.com/kaiin/kenshu_schedule.php)) よりお申込みください。

※事前お申込みがない場合でもご参加いただけますが、人数把握のため、ご回答にご協力ください。

※会員専用サイトへのログインには、ユーザー名とパスワードが必要です。ご不明な場合は、会員専用サイトのログイン画面に問合せフォームへのリンクがありますのでこちらからお問い合わせください。

※会員専用サイトでの研修の申込の操作等について、ご不明な点がございましたら、本研修担当事務局（松本 TEL:06-6364-1681）までお問い合わせください。

※法律事務所職員の方は、大阪弁護士会HP「法律事務所職員の方へ」([http://www.osakaben.or.jp/office\\_worker.php](http://www.osakaben.or.jp/office_worker.php)) よりお申込みください。

### ■会員のみ

注・図書利用カードをご持参ください。

- ・入室時及び退室時の2回、出席登録が必要です。
- ・開始**10分**以降の入場、研修終了予定時刻前の退場(研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く)、研修開始から**研修終了予定時刻までの間の合計10分以上の離席**は、受講としてカウントされませんのでご注意ください。なお、ライブ研修、DVD研修に関わらず、質疑応答、閉会挨拶等全て終了して、研修終了となります。

### ■一時保育のお知らせ【無料・要予約】

お申込を希望される方は、**3月8日(金)まで**に下記事務局までお電話にてお問い合わせください。申込に必要な書類をご送付いたします。なお、定員に達し次第、申込受付を終了させていただきますのでご了承ください。

[対象] 原則、首がすわっている乳児～未就学児

[託児時間] 研修開始15分前から終了15分後まで

[問合せ先] 委員会部司法課 (TEL: 06-6364-1681)

## ご意見をお寄せ下さい！

\*特別清算手続や運用に関して疑問やご意見をお持ちの方、是非お寄せ下さい！

(送信先) FAX: 06-6364-7477

メール: [y-matsumoto@osakaben.or.jp](mailto:y-matsumoto@osakaben.or.jp) (司法課 松本宛)

(登録番号: \_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_\_)

- ・ご提供いただいた個人情報は、大阪弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本研修会に関するご連絡以外には使用いたしません。